

平成21年 No.38

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

制定理由

学期の名称変更及び休業日に授業を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年11月25日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成21年11月26日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年学則第 3 号

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第 2 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：学期の名称変更及び休業日に授業を行うこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (他大学等の授業科目の履修) 第24条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。 2 前項の規定により学生が他の大学又は短期大学で修得した単位については、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。 4 <u>前2項</u>の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、次条第1項及び第2項並びに第42条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。 5 前各項に定めるもののほか、単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕 (学期) 第31条 学年を次の2期に分ける。 <u>春学期</u> 4月から9月まで <u>秋学期</u> 10月から翌年3月まで (休業日) 第32条 休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 (3) 創立記念日（5月31日） 2 前項に定める休業日以外の休業日については、別に定める。 <u>3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると学長が認める場合は、休業日に授業を行うことができる。</u> 〔省略〕	〔省略〕 (他大学等の授業科目の履修) 第24条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。 2 前項の規定により学生が他の大学又は短期大学で修得した単位については、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。 4 <u>第2項</u>の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、次条第1項及び第2項並びに第42条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。 5 前各項に定めるもののほか、単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。 〔省略〕 (学期) 第31条 学年を次の2期に分ける。 <u>前学期</u> 4月から9月まで <u>後学期</u> 10月から翌年3月まで (休業日) 第32条 休業日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 (3) 創立記念日（5月31日） 2 前項に定める休業日以外の休業日については、別に定める。 〔省略〕

(授業料の納付期限)

第53条 授業料は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。

春学期 (4月1日から9月30日まで) 4月30日まで

秋学期 (10月1日から翌年3月31日まで) 10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、春学期にかかる授業料を徴収するときに、当該年度の秋学期にかかる授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期にかかる授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

[省略]

(授業料等の返付)

第61条 一度納付した授業料等は、返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返付することができる。
 - (1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額
 - (2) 第53条第2項及び第3項の規定により春学期に係る授業料を徴収するときに、秋学期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合 秋学期に係る授業料相当額
 - (3) 学部入学に係る検定料を納付した者が、個別学力検査出願受付後に、本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 その後の選抜に係る検定料相当額

[省略]

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(授業料の納付期限)

第53条 授業料は、次の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。

前期 (4月1日から9月30日まで) 4月30日まで

後期 (10月1日から翌年3月31日まで) 10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期にかかる授業料を徴収するときに、当該年度の後期にかかる授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期にかかる授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

[省略]

(授業料等の返付)

第61条 一度納付した授業料等は、返付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合は、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返付することができる。
 - (1) 入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額
 - (2) 第53条第2項及び第3項の規定により前期に係る授業料を徴収するときに、後期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合 後期に係る授業料相当額
 - (3) 学部入学に係る検定料を納付した者が、個別学力検査出願受付後に、本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 その後の選抜に係る検定料相当額

[省略]